

伊佐市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月26日(月)午前9時01分から9時45分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (24人)

会 長 13番委員

委 員

農業委員

- | | |
|------|-------|
| 1番委員 | 7番委員 |
| 3番委員 | 8番委員 |
| 4番委員 | 9番委員 |
| 5番委員 | 10番委員 |
| 6番委員 | 11番委員 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------|---------|
| 1番推進委員 | 9番推進委員 |
| 2番推進委員 | 10番推進委員 |
| 3番推進委員 | 11番推進委員 |
| 4番推進委員 | 13番推進委員 |
| 5番推進委員 | 14番推進委員 |
| 6番推進委員 | 15番推進委員 |
| 7番推進委員 | |

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 7番委員 8番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)
申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「非農地証明願」について

議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)
について

議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)
について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時01分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和4年度 第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成り立ちます。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。
本日は本年最後の総会になります。皆様のおかげで無事総会を開催することができました。1年間ご苦労様でした。また、コロナウイルス感染症が拡大しつつありますので、感染防止対策を行いながら活動をしていただければ有り難いです。先程、事務局からありましたように、総会終了後に県農業会議による農業者年金の研修が計画されておりますので、年金の加入推進をよろしく願いいたします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。7番農業委員と8番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから2ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が7件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借について説明いたします。11ページの総括表をご覧ください。期間は3年から15年で、面積は合計98,496㎡で利用権を設定する者の数は38人、設定を受ける者の数は30人です。土地の詳細については資料3ページから10ページ、番号1番から40番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から7番まで一括で報告をお願いします。整理番号8番は、取り下げ申請がありました。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る12月20日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

申請人 YYさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は59歳です。

渡し人 YKさんは、北九州市若松区高須南に居住される市外住民で年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字新柳北226番ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で1,690㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、10,147㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は申請人自宅に隣接しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る12月19日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 IMさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は38歳です。

渡し人 YAさんは、曾於市財部町下財部に居住される市外住民で年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字松木原1413番2ほか4筆で、地目は田が2筆と畑が3筆、地積は5筆合計で3,092㎡の所有権移転贈与になります。

申請人は新規就農者ですが、今回の贈与面積で経営面積が3,092㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約4kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る12月19日に現地調査を行いましたので、私5番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は59歳です。

渡し人 ITさんは、兵庫県神戸市北区藤原台北町に居住される市外住民で年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字下ヶ迫1106番1で、地目は畑、地積は

4 6 6 m²の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、1 7, 3 4 3 m²で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約4 k mです。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきままして、去る12月19日に現地調査を行いましたので、私4番が報告いたしまます。

申請人 KTさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は82歳です。

渡し人 TSさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市大口里字湯ノ上340番で、地目は田、地積は310 m²の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、4, 579 m²で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約0.2 k mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきままして、去る12月21日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたしまます。

申請人 SRさんは、東京都渋谷区代々木に居住される市外住民で年齢は50歳です。

渡し人 KKさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は51歳です。

申請地は、伊佐市大口大島字前村507番2で、地目は畑、地積は445 m²の所有権移転売買になります。

新規就農者で営農計画書が添付してあります。空き家バンクに登録されている農地です。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、1番農業委員の報告を求めまます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち整理番号6番につきままして、去る12月19日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたしまます。

申請人 TSさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は51歳です。

渡し人 YYさんは、愛知県稲沢市東緑町に居住される市外住民で年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字瀬戸前2080番ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で4,886㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、131,854㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約2km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、8番農業委員の報告を求めまます

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきままして、去る12月14日に現地調査を行いましたので、私8番が報告いたしまます。

申請人 HAさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 HAさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字中水流4324番10ほか9筆で、地目は田が8筆と畑が2筆、地積は10筆合計で12,487㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、今回の取得により12,487㎡となり取得可能面

積であります。農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約5 kmで現況は良く管理された農地です。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から7番については許可が決定いたしました。

議長 整理番号9番につきましては、この議案は10番農業委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、10番農業委員の退席をお願いします。

(10番農業委員退席)

議長 整理番号9番について、3番農業委員の報告を求めまます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る12月19日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は74歳です。

渡し人 MMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字大脇山3832番で、地目は畑、地積は1,646㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は84,403㎡で取得可能面積であります。農業従事

者は2名で、通作距離は自宅から約0.4kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号9番については許可が決定いたしました。ここで、10番農業委員の入室をお願いします。

(10番農業委員着席)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数9件について、1件の取下げと8件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る12月19日、申請人の代理人であるSHさんの立会いのもと、2番農業委員、11番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈南浦にお住いのKSさん58歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字犬山口1759番2で、地目は田、地積は681㎡であります。

申請地は、本城小学校から南へ約2.7kmに位置しており、東側は田、北側は宅地、西側は原野と道路を挟んで山林、南側は道路を挟んで田であります。申請の目的は令和3年12月に空き家バンクに登録のため除外の手続きを行いました。住宅のみが売却されたため、農地を再度農用地区域に編入したいとのことです。農地の利用状況等を検討しましたが、以前の状況と変わらないこと、地域の農業振興を図る観点から編入することに支障はないと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において区域編入は問題ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る12月19日、申請人の代理人である 現場代理人 TTさんの立会いのもと、11番農業委員、4番推

進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私9番が報告いたします。

譲受人は、始良市加治木町新生町に所在する 株式会社Iで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口山野にお住いの ESさんで年齢は81歳です。

本申請は、河川等災害関連工事の現場事務所及び資材置場としての申請で令和5年1月から約4.5ヶ月の一時転用で農地区分は第1種農地となっております。

申請地は、伊佐市大口山野字中村2668番1で、地目は田、地積は896㎡です。

所在地は、山野小学校から北西へ約1.4kmに位置しており、東側は道路、西側は山林、南側は神社、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。工事現場近くで事務所用地として探したが、適切な場所がなく、申請地が営農されておらず十分な広さがあったため選定したとのことです。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る12月19日、申請人の代理人

である H行政書士の立会いのもと、5 番推進委員、7 番推進委員、私 6 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、私 6 番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在する A株式会社で一般法人です。

譲渡人は、姶良市加治木町朝日町にお住いの UMさんで年齢は 81 歳で市外住民です。

本申請は、賃借による地上権設定で農地区分は第 2 種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設であります。賃借期間は 22 年間となっております。

申請地は、伊佐市大口小木原字荻原 2001 番 1 で、地目は畑、地積は 790 m²であります。

所在地は、旧山野中学校から南西へ約 0.3 km に位置しており、東側は道路、西側は雑種地、南側は道路、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数は 200 枚、49.5 kW を計画しております。申請地より道路を挟んだ田が低い土地となるため、雨が降った際にまとまって水が流れていかないよう管理していただくようお願いしております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号 2 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 2 番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号 3 番、4 番については関連事業のため、一括で報告をお願いいたします。5 番農業委員の報告を求めます。

5 番 農 業 委 員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番、4番について、去る12月19日、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、9番推進委員、13番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私5番が報告いたします。</p> <p>3番、4番の譲受人は、鹿児島市山田町にお住いの SAさんです。</p> <p>3番の譲渡人は、伊佐市菱刈荒田にお住いの YTさんで年齢は75歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3169番1で、地目は畑、地積は537㎡です。</p> <p>4番の譲渡人は、始良市池島町にお住いの YKさんで年齢は77歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3171番2で、地目は畑、地積は163㎡です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。パネル198枚、発電力44kWとなっております。</p> <p>所在地は、本城小学校から南西へ約1.5kmに位置しており、東側は山林、西側は太陽光発電施設、南側は山林、北側は道路であり、雨水対策は自然流下により処理することで周囲に与える影響はないかと思われま</p> <p>す。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番、4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	賛成多数。よって整理番号3番、4番は、処分決定いたしました。
議 長	整理番号5番について、8番農業委員の報告を求めます。
8 番 農 業 委 員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る12月19日、申請人の代理人である O行政書士の立会いのもと、14番推進委員、15番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私8番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈川北にお住いの KGさんで年齢は42歳です。 譲渡人は、始良郡湧水町米永にお住いの KHさん、市外住民で年齢は93歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転贈与で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は農業用資材置場です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字立添2813番47で、地目は田、地積は715㎡です。</p> <p>所在地は、菱刈中学校から南東へ約0.6kmに位置しており、東側は田、西側は宅地、南側は道路、北側は畑であり、周囲に与える影響はないかと思われます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、顛末書、土地改良区の意見書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数。よって整理番号5番は、処分決定いたしました。</p> <p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ</p>

いて、申請件数5件について、5件が処分決定いたしました。

議案第5号

議長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る12月19日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、4番農業委員、6番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしましたので、3番が報告します。

申請人は、鹿児島市牟礼岡にお住いのSHさんです。

申請地は、伊佐市大口大島字火ノ島794番3、地目は畑、地積は237㎡です。

申請地の所在地は、羽月小学校から東へ約300mに位置しており、周囲の状況は、東側が宅地、西側も宅地、南側は道路、北側は畑であります。

非農地になった時期及び理由としては、昭和49年11月30日に申請地の隣りに住宅を建設し、奥に駐車場を設けたため申請地を通路として利用してきたとのことでした。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。議案第5号「非農地証明願」については、1件申請のうち1件の非農地証明が決定いたしました。

議案第6号

議長 議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について提案いたします。

整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について、事務局よりご説明いたします。

整理番号1番の申請人 KKさんは、伊佐市大口目丸に居住されている市内在住の方です。

申請地は、伊佐市大口大島字前村507番2、地目は畑、地積は445㎡です。

所在地は、羽月小学校から東へ約800mに位置し、宅地に隣接する遊休農地であります。令和4年7月28日付けで空き家に付属する農地として指定をしておりましたが、今回売却が決定し伊佐市空き家空き店舗バンク実施要項第6条の規定により登録台帳の抹消がありましたので、申請地について地番解除するものです。委員の皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 賛成多数。よって整理番号1番「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について決定いたしました。

議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について、1件の申請のうち1件が決定いたしました。

議案第7号

議長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について提案いたします。

整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、事務局よりご説明いたします。

整理番号1番の申請人 KKさんは、熊本県宇土市船場町に居住されている市外在住の方です。

申請地は、伊佐市大口鳥巣字町770番1、地目は田、地積は478㎡です。

所在地は、陸上競技場から北西へ約700mに位置する宅地に隣接する遊休農地です。添付書類として全部事項証明書が添付されており、規程により特例農地としての指定に関して特段問題はないと思われまます。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 賛成多数。よって整理番号1番「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について決定いたしました。

議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、1件の申請のうち1件が決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。12月の月例報告をいたします。5日、12月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして事務局が出席しております。13日、農業者年金合同地区別会議がさつま町であり

農業者年金推進部長と事務局で出席しております。19日、現地調査を一斉にしております。26日、本日ですが第10回農業委員会総会です。総会終了後、農業者年金加入推進研修を計画しております。

1月の行事予定ですが、10日に1月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。30日が第11回農業委員会総会です。月例報告は以上です。

議長 他にございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局 以上で、令和4年度 第10回農業委員会総会を終了します。
姿勢を正してください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時45分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 7 番

伊佐市農業委員 8 番